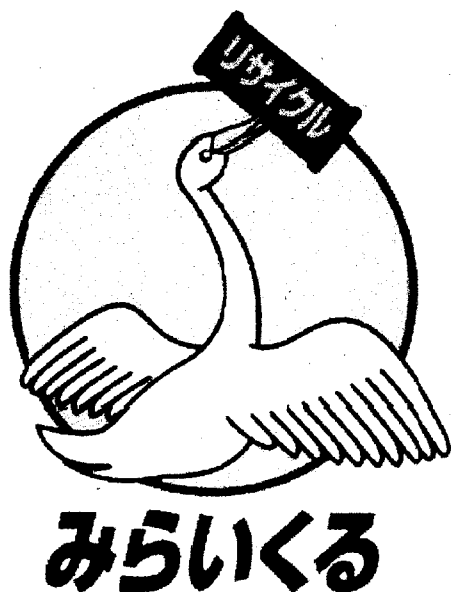


第8期(令和4年6月～令和6年6月)
「千代田みらいくる会議」からの報告



令和6年6月
「千代田みらいくる会議」

はじめに

千代田みらいくる会議は、区民、事業者、区が協働しながら、一般廃棄物の 3R(発生抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース: Reuse)、再生利用(リサイクル:Recycle))に関する施策を検討し、また、普及啓発の実践活動を行っていくために設置された区民会議です。

前期である第7期は、2020 年の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行により、1 回のみ開催で任期満了になったことから、第6期で残された課題や第7期での新たな課題を検討することができませんでした。その後、国の新型コロナウイルス感染症への対策により、2022年には流行もひと段落し、同年 6 月に第 8 期のみらいくる会議を対面開催することができました。

今期である第 8 期では、第 6 期までの議論や区内のごみの現状をもとに、適正・不適正ごみと資源の発生状況とその分別への対策(分けちよアプリの有効的な活用方法、教育と啓発・周知の方法、ごみの捨て方に関する条例化)について検討しつつ、今期新たに災害廃棄物処理計画と食品ロス削減推進計画についても検討し、策定しました。今期も、委員の皆様より、区の現状や特性を加味しながらさまざまな意見が出され、それを施策や計画に反映させることができました。また現在、計画期間中の一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についても検討し、次期計画の策定(第 5 次計画)に対する数多くの参考意見が出されました。

今期 2 年間の任期を終え、そのまとめとして、本会議でこれまでに出了れた意見や質問、そして提案を項目ごとに分類し、整理したものが、この報告書に収められています。そのため、今後の区の施策の中でぜひ実現していただきたいと思ひます。

来期以降も、委員の皆様と一緒に、今期の提言を活かしながら、より有効的な一般廃棄物の 3R の取り組みを検討していきたく思ひます。また、こうした提言に基づいて、区民、事業者、区と一緒に、また、来街者の方々にもご協力いただきながら、3R 活動が推進されることを期待します。

最後に、これまでご多忙の中、本会議にご出席いただいた委員の皆様に、厚く御礼を申し上げます。

令和 6 年 6 月

千代田みらいくる会議

委員長 金藤 正直

目次

I 会議で議論された課題と主な意見・提案	1
1. 適正にごみと資源を分別してもらうために	1
現状と課題	1
主な意見	1
まとめ	2
2. 分けちよ！アプリ(千代田区ごみ分別アプリ)について	2
現状と課題	2
主な意見	3
まとめ	3
3. 教育と啓発・周知について	3
現状と課題	3
主な意見	3
まとめ	4
4. ごみの捨て方(特にマンションごみの捨て方)の条例化	4
現状と課題	4
主な意見	5
まとめ	5
5. 区策定計画に対する意見	5
(1) 災害廃棄物処理計画について	5
主な意見	5
まとめ	6
(2) 食品ロス削減推進計画について	6
計画案に対する主な意見	6
策定した計画の説明	7
計画に対する主な意見	8
まとめ	9
(3) 第4次一般廃棄物処理基本計画の進捗について	9
一般廃棄物処理基本計画の改定の説明	9
説明を受けての主な意見	11
まとめ	12

○資料

資料1 不適正廃棄物の種目別推移(重量・割合)について	13
-----------------------------	----

資料2 マンションごみの捨て方等の条例化について.....	21
-------------------------------	----

Ⅱ 会議概要等.....	22
--------------	----

1. これまでの会議及び活動概要	22
2. 千代田みらいくる会議委員名簿	23
3. 区民会議(みらいくる会議)の設置根拠について	24

第 8 期みらいくる会議(令和4年6月～令和6年6月)

I 会議で議論された課題と主な意見・提案

1. 適正にごみと資源を分別してもらうために

<現状と課題>

区では毎年、区より清掃工場に搬入されたごみの計量を行うことでごみの総量の把握とともに、定点観測の方法によりごみ集積場所に出されたごみの内容調査(組成分析調査)を行っている。この調査において、分別が正しくできていないごみの内容を調査している。その結果、不適正廃棄物の量は全体的には減少傾向にあるものの、事業系ごみも家庭系ごみも、依然として資源ごみの混入が大きい状況にあることが分かった。[資料1 不適正廃棄物の種目別推移(重量・割合)について P13]

<主な意見>

●分別不適正ごみについて(ごみの減量も含めて)

- ①家庭ごみの資源化率が低いことについて、分別の不十分さが指摘されている。改善のためには分別の周知と教育の強化が必要。
- ②特に事業系での紙類の不適切な分別が問題とされており、これに対してさらなる啓発とPR活動が必要。
- ③事業所からの紙ごみという件については、今後は更にペーパーレス化を進めていけば減っていくのではないかと。ペーパーレスの必要性とか私たちも家庭や職場で、紙を減らす意義とか意味を考えていかないといけない。
- ④電子帳簿保存法の改正で領収書がデータで保存できるので、紙ごみの減少が来年度あたりから出てくるのでは。
- ⑤市販の商品は、ほとんど容器に入って販売されている。この利便性は代えられない。企業、住民、我々のような会議体と一緒に、その仕組み自体を変えることを考えていかないと難しい。
- ⑥単にごみの量だけでなく、人口(増加)と比べてどうなのかを考えないといけない。人口は増えているので、努力してこの程度に維持できている可能性もある。
- ⑦減らない理由があるのか。何も対策をしていないので、毎年同じようなことになっているのか。二酸化炭素の排出量のように、これぐらいで維持していくという考え方もあるし、

対策を講じて減少を図っていくのかを決めない。

●排出者と収集者・生産者の連携

- ①ごみの収集に関連して、排出者が分別しているのに、運搬者や処理施設のせいなのか、一緒にして持っていってしまうことがある。受け入れる側の整備ができてから分別の啓発をしないと、折角分別しても無駄になってしまう。
- ②両方一緒にやるのが良いが、コストの問題や予算の問題がある。こういう動きが広まれば、業者もそれを酌みとって対応していくようになるのでは。
- ③消費者からの要望による利便性の追求もあるが、企業も、もっと意識の変革がないとプラスチックごみの削減はできない。消費者の意識の向上と企業の努力が必要。

●働き方がコロナ禍で変わったことによる影響

- ①コロナ禍による働き方が変わったことでごみの量にも影響が出ている。本社機能の地方移転でごみは減るのでは。
- ②丸の内では、令和2年の緊急事態宣言で通常の40%の人出になった。2021年ではリモート会議による対応で、ごみは減少している。令和4年になって、オフィス集約の動きが出てきた。これまで他地域に分散していたオフィスを千代田区の本社に統合する形が増えている。全員が出社しないから、これまでの100人のオフィスに150人とか入れられる状況になっている。そう考えるとごみの量としては楽観視できない。

【まとめ】

- ①不適正廃棄物を減らすためには、周知と教育が必要である。学生、低学年の子供に手伝ってもらって教育という観点からインパクトが大きい。将来を担っていくこどもたちの意識が高まって、大人になってもらえると良い。
- ②ペーパーレスが進んで、紙ごみの減少につながるが、コロナ禍で働き方が変わり、ごみ量が増加することが考えられるので、一層の対策が必要だ。
- ③不適正廃棄物の削減には具体的なデータが基盤となり、それに基づく対策が必要であり、増減の理由や全体量における割合等、詳細な分析が求められるし、それを基に具体的な対策を検討すべきだ。
- ④ごみの減量や分別は、消費者・生産者・収集者の意識改革と努力が必要である。

2. 分けちよアプリ(千代田区ごみ分別アプリ)について

<現状と課題>

環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の1つとして、ごみ分別アプリ「分けち

よ！」を作成した。同アプリは多言語化を行い、すでに 2 万件ダウンロードがされている。
今後アプリは一層重要になると思われるが、現状、使い勝手が今一つで、機能も少ないのではないかと指摘がある。

<主な意見>

- ①「分けちょ！」については、もう少しこれに機能性を持たせていくべき。
- ②もっと学生(若年層)に使いたいと思われるアプリにしてもらいたい。
- ③アプリを使うことで、社会貢献できるようなインセンティブが与えられると、利用がすすむのではないか。
- ④面白いアプリをつくって競争させたらどうか。例えば、いろんなところでアプリを何種類も出して、その中で一番いいのを決めるとか、そういうコンテストが面白いと思う。
- ⑤アプリ、アプリと言うが、まだまだスマホを持っていない、ガラケーも持っていない、固定電話だけというような人もいる。そういう人のためには、スマホを配って、利用できるようにしないといけない。

【まとめ】

- ①次のアプリ開発の時には、こういう会議で意見を吸い上げて、また学生からの意見聴取やアプリ作成の募集等をして競争する等の工夫をしてほしい。また多機能なものにしてほしい。
- ②まだスマートフォン等を持っていない人もいるので、過度にアプリ偏重にならないような配慮が必要である。

3. 教育と啓発・周知について

<現状と課題>

分別を正しくすることがごみの減量にもつながるし、ごみ量自体を少なくしていかないと、ごみ問題の解決はできない。そのためのごみ問題に関する教育や啓発、周知が一層必要。

外国人にごみ捨てのトラブルが多いのは、外国人にごみの分別の情報が十分に伝わっていないからでは。

大人は頭では分かっているけど、実践が伴わないことがある。

<主な意見>

●環境学習

- ①環境教育の視点を組み込んでいくことに、カードゲームやボードゲームを使って楽しく学ぶということを工夫している。理解してもらう形の PR のほうが根付く。

②一人一人の意識の問題、大人には周知を、子供には教育を。異常気象とかにも関連する問題だ。

③大人は分かっているけど実践が伴わないことがあるので、子供を通して、大人が学ぶということが多いと思う。子供から大人に伝えたほうが素直に受け入れられる。教育機関が手分けして、そうした教育を進めるのがよい。そうすることで今までの利便性に向いていたベクトルが変わるのでは。

④子供向けの分別のPR動画とかを作ってはどうか。

⑤ごみの捨て方について、区民の意識を向上させる取り組みが必要では。不適正ごみゼロ運動みたいな運動の展開が良い。

●燃やすごみと資源ごみの判別についての広報

①外国人住民を含めた多言語での情報共有と教育の必要性がある。

②ごみをどの区分で出せばよいのか、わかっていない部分がある。やはり周知が大切。

③同じ紙製品でも、燃やすものと資源になるものがあり、その基準がわからない。

④メーカーがどう作ったか、それをどう資源にしていけるのか一般の家庭の方はわからない。それを伝えないと、難しい。この会議でもそこを追求していく必要がある。

⑤冊子の中に簡単な注意書きを盛り込んでいくと良いのではないかと。理由を書いてあると理解しやすい。

●新技術・新製品の提案

ほっておけば土にかえる製品があるが、そのような、新技術、新製品の提案をしたらどうか。

【まとめ】

①大人への波及効果を考えると、子供に対する環境教育が重要だ。

②PRは簡単なようで一人一人に認識してもらうのはとても難しい。子供のうちからそうした教育を行い、関心を持ってもらうことが必要である。

③不適正ごみゼロ運動のような企画を考えたらどうか。

④ごみをどの区分で出せばよいのか、わかっていない部分がある。多言語化を含め広報・周知が必要である。

4. ごみの捨て方(特にマンションごみの捨て方)の条例化

<現状と課題>

次のように、ごみの捨て方等に起因した多くの問題があり、その解決のため、ごみの捨て方に関して条例を作って、規制や指導をしていくべきではないか。

- ・隣接のマンションの住民によるごみの廃棄による被害に対処するため
- ・小さいマンションの建築の規制に関連してごみの出し方についての規制をするため
- ・ごみのカラス被害に対処するため(ごみ置場をつくらない飲食店について店舗をオープンできないようにする)

[資料 マンションごみの捨て方等の条例化について P21]

<主な意見>

- ①25、6年前に建てたマンションが、ひどい状態になっている。マンションの管理と環境という意味での廃棄物問題への方策を区がやってもらえるとよい。
- ②隣接マンションの住民が、隣のマンションのごみ置き場に勝手に捨てていく。集合住宅等でごみの不適切な出し方が問題となっている。管理会社の責任の明確化が必要。
- ③飲食店のごみの出し方が悪い。ごみ置き場を設置しなければ出店できない等の条例を作れると良い。
- ④条例があったほうが良いとは思いますが、そのために労力かけても作っても、あまり変わらないのではないか。きちんと守らないと過料が発生するとかしないと、さほど影響ないのである。

【まとめ】

ごみの捨て方、特に小さなマンションのごみの捨て方に問題が生じている。管理会社の問題ではあるが、効果的な強制力のある条例等をつくって対応して欲しい。並行して、条例とかの制度でなくて、人を動かすような、制度づくりを考えることも必要である。

5 区策定計画に対する意見

(1) 災害廃棄物処理計画について

区で新たに災害時における災害廃棄物の処理方法について計画を定めるにあたり、会議で意見をいただいた。

<主な意見>

- ①置く場所が問題になる。一時置き場も機能すればよいのだが。足りない気がする。
- ②いざ起きたときにあたふたしないように、事前に代替案をいくつか用意しておかないといけない。
- ③災害発生時には、地区に一度集積しそれを一時仮置き場に移送すると思うが、運搬する

車両や積み込みをする重機等が確保できるのか疑問だ。

- ④新潟地震でも他地域から応援に行った。やはり多少離れたところへも協力要請することの検討をシミュレーションしてはどうか。
- ⑤これまでの大地震の経験から、災害の際は避難者とかにマンパワーを取られてしまい、なかなか計画通りにはうまくはいかない。そのことも計画で考慮しないといけない。
- ⑥新聞報道で東日本大震災の例によると東京都で3.5倍の災害廃棄物が出るとのことだが、廃棄物の仮置き場が足りないと思う。
- ⑦仮置き場に、どれだけ分別された状態で入ってくるのかがポイントだ。分別は災害時には非常に困難だと思う。そのために平時から何か震災を絡めて、危機感を持って、こうした分別の周知をしっかりとっておく必要がある。

【まとめ】

- ①災害時に区民は何をすべきか、特に初動でどうすればよいかを明確にすることが必要である。
- ②災害時に、ごみの処理について指揮ができる人の確保が必要である。
- ③普段から災害時を想定してのごみの出し方を教育してもらう必要がある。
- ④最悪の状態を想定して取り組んでいく必要がある。

(2) 食品ロス削減推進計画について

食品ロスの削減がごみの減量の一つの課題となっており、各自治体で計画を策定することとされている。来年度、食品ロスの問題についても取り組む。それについてもご意見を頂戴し、計画に反映させたい。

〔食品ロス削減推進計画の策定について〕

食品ロスの削減が国際的にも重要な課題になっている。区においても、国の基本方針や都の計画を踏まえ計画を策定することとなった。

みらいくる会議には素案を策定した時点でお示しして、ご意見をいただいた。

<計画案に対する主な意見>

- ①どうしても、食べきりようぴったりに作ることはできないから、食品ロスは出てしまうのだろうが、理想的な目標を掲げて、それに向かっていくことは良いことだ。
- ②日本は自然災害が多いのでやはり備蓄が必要だが、それが無駄にならずにうまく循環していくと良い。
- ③自治体等で所有している備蓄物資をシステム上で見える化をして、食品のストック情報が目に見えるような仕組みが必要ではないか。食品ロスについても、この仕組みを活用でき

るのでは。

- ④食品ロスについては可視化とマッチングするためのプラットフォームの構築が非常に有効。
- ⑤町会でも備蓄物資を購入しているが、期限が近いものをイベントの際に住民に配付している。無駄にならないように持って行ける場所を区からアナウンスしてもらえると良い。
- ⑥マンションにボックスを設けて不要なものを入れ、必要な人が持っていくような形ができれば、小さいエリアでは回るが、大きいエリアでどう回していくかが必要で、その視点を計画にぜひ盛り込んでほしい。
- ⑦飲食店では少量のごみにそこまで厳格にされてもというのが現状のようだ。また食べ残しの持ち帰りも安全性の問題から拒否されることもある。そういったことも加味して計画を策定して欲しい。
- ⑧すべてを食品として回せばよいが、なかなか難しい。ほかの形態で肥料や飼料、エネルギーで、ガスとか電気とかを含め広く対応していかないと。食べるだけで(食品ロス)ゼロは難しいと思う。
- ⑨食品ロスをほかに付け回しているだけにならないようにしないといけない。ちゃんと有効活用しないといけない。健康面にも考慮した活用をしてほしい。
- ⑩千代田区はマンション住まいの方が多いので、管理組合を通して PR をすると効果的なのでは。また日本語版だけでなく、外国人向けに多言語化が必要。
- ⑪区報とかアプリで、余った食品の集めていることを周知してくれると良い。

<策定した計画の説明>

本計画は、区民・事業者・行政が一体となって食品ロス削減の取組を進めることにより、廃棄物の削減と気候変動問題の解決に資することを目的としている。

本計画の計画期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間としている。

またこの計画は、一般廃棄物処理基本計画における重点分野の計画として位置づけている。食品ロスの現状と課題であるが、推計として、区内の家庭系・事業系食品ロス量は1万2,207トン、そのうちの約96%が事業系の食品ロスと推計される。

この現状を踏まえて、食品ロス削減に向けた課題として、三つの柱をまとめた。

- 1 家庭系食品ロスの削減
- 2 事業系食品ロスの削減
- 3 食品ロスに関する情報発信・コミュニケーション

食品ロス対策について「区民・事業者・区の連携・協働で食品ロスを削減し、循環型経済(サーキュラー・エコノミー)の確立と温室効果ガスの削減を目指します」を基本方針とし、各主体の役割、区民の役割、事業者の役割、区の役割について整理した。

数値目標である食品ロスの削減目標については、平成12(2000)年度を基準として令和12(2030)年度は半減の1万90トン为目标とする。令和4(2022)年度のごみ量が1万2,21

0トンなので、約17%の削減を目標として定めた。これによりCO₂は975トンの削減効果がある。

また、食品ロス数の削減を推進するには、意識醸成が重要という認識の下、区民の意識目標と事業用大規模建築物における取組目標についても定めた。

これらの目標を実現するため三つの柱として、

- ①家庭系食品ロスの削減
- ②事業系食品ロスの削減
- ③区の率先的な取組の先進的事例の研究 という施策をまとめた。

家庭系食品ロスの削減については、環境教育・環境学習の推進と、家庭に向けた情報発信の取組、そしてフードドライブの拡充、千代田区型のコンポストの制度に取り組んでいく。

事業系食品ロスの削減については、事業用大規模建築物の排出指導の促進、排出指導の強化。そして、小規模事業者への排出指導の推進も取り組んでいく。食品ロス削減協力店の登録制度の導入と、フードシェアリングサービスの導入、食品ロス削減の自動販売機設置の検討、事業者との連携した食品ロスの削減の推進という形で体系を整理した。

三つ目の区の率先的な取組、先進事例の研究としては、率先的な取組として、私どもの防災備蓄品の有効活用、学校給食等の残さのリサイクル、また先進的な事例研究としては、全国おいしい食べきり運動ネットワークへの参加、千代田学等の区内大学との連携、NPO・ボランティア・民間法人との協働・連携ということを考えている。

<計画に対する主な意見>

(ア) 計画全般・食育

- ①これまでは、どうしても出る食品廃棄物の有効活用は、飼料だったら飼料、肥料だったら肥料、発電だったら発電のように、単一利用であったものが、多段階を一つの施設で、それぞれの種類のリサイクルで有効活用できるような施設も稼働しているようだ。
- ②削減と同時に、有効利用してもどうしても残渣は出るので、民間とのタイアップはできないか。
- ③食育の教育的な効果というのは今かなり進んでいるのではないかと思う、子どもたちに学校の教育では食育はかなりうまく徹底しているのではないか。
- ④アイデアとか新しいものを一堂に会する展示会を開くのはどうか。その展示会に集まれば、最近のいろいろなところの新しいニュースとかが入手でき、参考になる。
- ⑤食品ロスという問題は、古くからあって新しい問題なのだと思うが、いろいろなテクノロジーも進んでいるので、現在のやり方というのを知りたい。

(イ) コンポストについて

- ①千代田区型コンポスト制度とある。場所に余裕がある地域の方は生ごみを自分の家で植物の肥料にすることをやっているが、都会だと堆肥を置いておく場所がないので、この小

さいものだったらベランダに置けるのでは。

②家庭の植木鉢に使うといっても、どっと出てくると、その使い道をどうしていいかわからない。出てきたものをどう使うかという出口部分についても、セットで考えていかないと、取りあえず何か食品ロスは減り、別のものに変わりましたよ、ではそれをどうするのですかということになる。

③コンポストの話も出たが、食育ということで、食べ物を作るということの経験が大事だと思う。コンポストで出た土を、ビルの屋上で、稲だとか野菜を作るということを小中学生がやるということが、それこそ食育につながる。

(ウ) 周知方法について

①90何%も事業用だとすると、我々が関与している家庭用というのは非常に少ないので、これを食品ロスで削減しろと言っても、あまり意欲が湧かない。むしろ520トンということを出した方が良いのではないかと、家庭用についても何か別途の目標を定めて、区民の意欲が湧くような形にしたら良い。

②5%という数字で言うとてもすごく小さいのかも、その辺りも見せ方を考えてもいいのかなど。

③やはりこのごみの減量で言うと、96%が事業系ということなので、事業系に対して条例等で大きく切り込まないと、減っていかないのでは。

【まとめ】

食品ロスに関しては、次の6点にまとめられる。

①民間との積極的連携。

②コンポストの推進とミニ循環サーキュラーエコノミーを作ることを進める。コンポストを作るだけではなくて、それから出来たものの利用方法を検討すること。

③教育の仕方。小中高大の教育機関があるが、その教育のやり方、方法、内容について、今後、その地域、その学校に見合った教育の方法を考える。児童、生徒、学生にしっかりとした学びを提供していく方法を考えていくべき。

④先進事例の周知(冊子の作成や場所を使って展示していく等)。

⑤事業系の食品ロスが多いことに対応するため、条例を作って減らしていくべきではないか。
(現在の食ロスの法律は、努力義務みたいなものなので)

⑥家庭系ごみの扱い方の伝え方については工夫をしていくことが必要である。

(3) 第4次一般廃棄物処理基本計画の進捗について

<一般廃棄物処理基本計画の改定の説明>

現在第4次一般廃棄物処理基本計画の計画期間中で令和7年度までの計画である。この計画は平成29年度12月の策定なので、今年度から改定に取り組み令和5年度、6年度の2か年かけて計画を見直していく予定。

改定の際は、みらいくる会議からも意見をいただきながら進めたいと考えている。

概要説明:平成29年から平成37年(令和7年度)までの、現在計画期間中の第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について。本来中間年のときの見直しをコロナ禍の関係で見送り、今般、計画の見直しを実施する。

・ごみの削減目標と資源化目標

四つの課題、①ごみの発生抑制、②事業系ごみの削減、③資源循環型社会の形成・推進、④環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実、という課題を定め、数値目標である基本目標、目標達成に向けた施策の展開というような形で整理している。

数値目標の達成状況について、ごみの削減目標に関しては、基準年を平成27年として、新型コロナウイルスの影響を受けて、目標値を下回っていたが令和4年度コロナから回復期になり、ごみが増え始めている。今後、また千代田区人口が増えてきているので、そういったことも影響して、かなり目標を達成するのは厳しいことが想像される。

区民1人当たりの排出量ということも目標設定して取り組んでいる。令和元年において、1人あたり1日366グラムで、中間目標値は達成したが、近年かなり1人あたりのごみの量が増えている。

四つの課題への取組の進捗状況であるが、一つ目のごみの発生抑制については、令和3年度にフードドライブ事業を試行的に開始し、令和5年9月に本格実施した。フードドライブの窓口が、区内区役所各窓口と、社会福祉協議会の協力で幾つかの窓口で常設にて設けられ、取り組んでいる。また、令和6年3月に食品ロスの削減推進計画が策定された。

マンション等におけるごみ減量指導の徹底、保管場所の設置届時の聞き取り調査及び排出指導を行ってきた。マンションには必ずいるマンション管理人を選任するに当たり、講座が必要で、そういった方々に対する「ほりばた塾」という出前講座を行った。

さらに、マンション等の資源集団回収の充実についても取り組んだ。

二つ目の事業系ごみの削減については、事業用大規模建築物の指導強化を重点施策として位置づけている。この事業系ごみを削減することが区全体のごみ量の減少に大きく影響する。事業用大規模建築物の指導徹底を効果的に進めていく必要があるという認識である。中小企業の事業者に対しても、排出抑制や分別等に向けた効果的な施策の検討が必要ということと、これらの施策を推進するために必要な人材の育成、確保、執行体制が必要と考えている。

三つ目の資源循環型社会の形成・推進については、食品廃棄物の循環システムを新規に立ち上げているが、給食残さ等にとどまっている。食ロスの計画も、コンポストのあり方について検討していく。システムについても引き続き検討していく。

他に紙類、プラスチックの分別指導の強化を拡充する計画を立てた。こちらにつき、分別指

導の強化ということで取り組み、情報発信のツールとして、隔年で全戸配布している「資源とごみの分け方」というパンフレットで啓発をした。また、ごみ分別アプリで、情報提供を行ってきた。

資源循環型社会の形成・促進は、ごみの量を減らし、どうしても出てしまうごみについては、適正に処理することで環境への負荷を可能な限り減らすことが大切である。今後、再生利用率を向上させることが大きな課題と考えている。

四つ目の環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実について。新規事業として、ごみ分別アプリ「分けちよ！」というアプリを作り、こちらの多言語化を図っている。

いわゆる3Rプラス2Rを加えた5Rの視点であるとか、今回作成した食品ロス削減推進計画による食品ロス削減の取組を本格化させていく。

本区の地域特性、コミュニティの特性を踏まえた取組が必要ということで、ごみの減量を推進するには、排出者である住民や事業者とのさらなる一体的な協働が必要と考えている。特に千代田区は、2050年ゼロカーボンちよだを宣言しているのので、その実現に向けても、地域が主体となったごみの減量を推進することで、新たな環境コミュニティの形成をしていくことが求められている。

<説明を受けての主な意見>

- ①「分けちよ！」というアプリ。このアプリのダウンロードがもうちょっと上がってもいいのではないか。この「分けちよ！」のアプリの中に、どうしたら削減できるかとか、それから教育的な、意識を高めるような、そういう内容が入ると良い。
- ②LINEで入ってくるお知らせを頂くが、そこに入ってきていない。載せないと意味がない。
- ③アプリで、今例えば歩くと何ポイントがたまるというアプリがあるが、これも、ごみをうまくやったらポイントがたまるってやったら面白い。
- ④個別施策をやることは非常にいいことだと思うが、これが目標にどのように効いているかということを明確にしていくべきだ。
- ⑤目標管理的な話だが、全体の目標、全体の例えば削減目標と、1人当たりでも良いが、個別施策を行うことによって、どれだけそれが長期目標に向かっているのか。一番効果的な取組は何なのかということをやはり明確にすべきだ。
- ⑥全然効いていなければ、もうやめざるを得ないし、これが恐らく効いているかと思えば拡充するとか継続したりとか。何かうまく目標に向かって、やるべきこと、やらなければいけないこと、やる必要性がないものを少し整理していくということも必要。
- ⑦とにかく何かやれば何かが効いているだろうというような、不確かな事ではなくて、何か明確にしていくということがすごく大切。

【まとめ】

- ①個別施策の実行への期待とともに、「分けちよ！」について、もう少しこれに機能面を充実させていくべき。
- ②SNSを使って積極的に情報発信をしていくべき。
- ③実施した施策に効果があるのかを、検証しながら、効果がないものはやめて、新しい取り組みをすることが必要である。

マンション・ごみの捨て方等の条例化について(参考)

○隣接マンションの住人による自マンションへのごみの排出に対する対応について

千代田区のマンション問題の相談窓口である区の外郭団体「公益財団法人まちみらい千代田」のマンション管理士に尋ねてみました。

- ・ごみを捨てる住民の住むマンションの管理組合(または管理委託を受けている管理会社)に監督責任があると思われる。
- ・マンションの管理規約については、国がひな形として示している「マンション標準管理規約」があり、これを参考に規約を定めていることが多い。その規約の中に「マンション及び周辺の風紀、秩序および安全の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業務」が管理組合の業務として定められている。
- ・同様に、マンションの管理会社への委託につき国が示している「マンション標準管理委託契約書」によれば、マンション管理会社は不適切な行為につき、マンション住民に対し行為の中止を求めることができることになっている。
- ・以上から、まずは管理組合もしくは管理会社への申し入れを行い、聞き入れられない場合は、不法投棄として、警察案件での対応になる。

・貸主不明の件については、管理組合は年 1 回の開催しなければいけない総会の案内を送付するため、区分所有者名簿を所持しているので、おおむねの所有者は把握しているはずである。

○マンション管理に関する条例について

・東京都がマンションの適正な管理の促進に関する条例を定めている(東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例) 目的:マンションの社会的機能の保持

・23 区のうち、マンションの管理について条例を持っているのは 4 区(中央区、墨田区、豊島区、板橋区)。内容としては、都の条例を補完し、適正管理のためのもの。

今回の件に関連する条例の内容としては「本人以外に使用させるときは、マンションの管理規約を順守するように説明すること」を求める規定がある。どこの区も、過料を科すような条文はない。

・基本的にそのマンションごとの自治になるので、災害時の設備や町会への参加協力には言及するも、自治の中身について行政が細かく規制する内容にはなっていない。「(必要な指導や助言を行うことができる)規定がある区も」

・法律の改正で、区でもマンション管理適正化推進計画を策定中。令和 5 年度から実施予定。(主目的は、マンションの維持管理を適正に行い、マンションの価値の維持を図ること)

○区のごみ捨て、環境美化に関連した条例

・千代田区でもいわゆるたばこポイ捨て条例(安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例)第 10 条で、建物やその周辺地区の生活環境保全についての定めがある。

○千代田区の小規模マンション建設に関する規制

・条例ではなく、「千代田区ワンルームマンション等建築物に関する指導要領・要綱」で対応している。

Ⅱ 会議概要等

1. これまでの会議及び活動概要

回数	開催日	主な議題
1	令和4年6月6日 (月)	委嘱状交付 委員長・副委員長選出 千代田区のごみの現状について 第4次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について
2	令和4年10月31日 (月)	組成調査での適正・不適正廃棄物について 一人当たりのごみの量について 災害廃棄物処理基本計画について
3	令和5年2月13日 (月)	災害廃棄物処理基本計画について ごみの問題・マンション管理についての条例化について
4	令和5年8月2日 (水)	食品ロス削減計画について 不適正廃棄物について
5	令和6年2月16日 (金)	食品ロス削減計画(案)について 第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について
6	令和6年5月20日 (月)	23 区のプラ新法への対応進捗状況について 不適正廃棄物の種目別推移(重量・割合)について 第8期報告書(案)について

2. 千代田みらいくる会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

No.	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名 等
1	イハラ ヒロエ 井原 弘恵	さくら美守り隊
2	オギソ タダシ 小木曾 正	麴町清掃協力会
3	カネトウ マサナオ ◎ 金藤 正直	法政大学人間環境学部 教授
4	キクタ アキヒコ 菊田 哲彦	(株)リーテム 取締役
5	スギモト アキコ ○ 杉本 昭子	千代田区婦人団体協議会(麴町地区)
6	タカハシ トオル 高橋 徹	千代田区リサイクル事業協同組合理事、事務局長
7	タキザワ ヤスオミ 滝澤 靖臣	(一社)千代田エコシステム推進協議会(CES) 正会員、監査員、環境リーダー
8	タケウチ カズヤ 竹内 和也	(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 エコツツェリア協会 専務理事
9	ヤマシタ ケン 山下 健	(～令和5年4月13日)山崎製パン(株) 総務本部 管財部 管財課長
9	ツジ チエ 辻 知江	(令和5年4月14日～)山崎製パン(株) 総務本部 管財部 管財課 長
10	ツチダ タケシ 土田 岳史	ちよだエコ・オフィス町内会 株式会社新井商店
11	トミタ ヒトシ 富田 斉	(一社)プラスチック循環利用協会 総務広報部 広報学習支援部長
12	ホボ クニオ 穂保 国雄	千代田区商店街連合会 (副会長)
13	マツイ タミコ 松井 民子	千代田区婦人団体協議会(神田地区)
14	マツザワ マサコ 松澤 正子	千代田区東神田三丁目町会婦人部顧問
15	ヨネカワ リョウタロウ 米川 亮太郎	(株)セブンーイレブン・ジャパン 総務部エコロジーサポート マネジャー

◎委員長 ○副委員長

3. 区民会議(みらいくる会議)の設置根拠について

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例

(区民参加)

第7条 区長は、再利用等による一般廃棄物の減量及び処理について、区民等の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、区民及び事業者との共同による一般廃棄物の減量及び処理に関する区民会議(以下「区民会議」という。)を置く。

3 区民会議の構成、運営等必要な事項は千代田区規則(以下「規則」という。)で定める。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則

(区民会議の組織)

第3条 条例第7条第2項に規定する千代田区一般廃棄物の減量及び処理に関する区民会議(以下「区民会議」という。)は、区民、事業者、製造者等のうちから区長が委嘱する30名以内の委員で組織する。

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、欠員補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする

(区民会議の運営)

第4条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、区民会議の会務を総理し、区民会議を代表する。

3 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

5 区民会議は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

6 区民会議の庶務は環境まちづくり部千代田清掃事務所において処理する。